

主要国における公共交通機関のテロ対策

— ロンドン同時爆破テロ以降の動向 —

寺 西 香 澄

目 次

はじめに	2 主要国の取組
I 交通機関へのテロ対策に関する国際協調	IV 船舶・港湾
II 国境管理に関する主要国の取組	1 国際機関の取組
1 米 国	2 主要国の取組
2 英 国	V 航空・空港のテロ対策に関する主要国の取組
3 ドイツ	1 米 国
4 日 本	2 ドイツ
III 鉄 道	3 ロシア
1 ロンドン同時爆破テロを踏まえた主要国の対応	4 日 本
	おわりに

はじめに

2005年7月、ロンドンにおいて2度にわたり同時爆破テロが発生したこと等もあり(表1)、各国で公共交通機関におけるテロ対策の強化が進められている。2005年5月までの動向については、前稿⁽¹⁾で紹介したが、本稿では、主にロンドン同時爆破テロ以降の主要国における公共交通機関のテロ対策を中心に紹介する。

I 交通機関へのテロ対策に関する国際協調

2005年7月のグレンイーグルス・サミットは、会議当日に主催国(英国)において同時爆破テロが発生する事態となった。これに対し、「ロンドンに対するテロ攻撃—G8及びブラジル、中国、インド、メキシコ並びに南アフリカの首脳並びに参加した国際機関の長による声明⁽²⁾」が発出されたほか、鉄道及び地下鉄の安全確保

表1 2005年以降に発生した交通機関を標的とした主なテロ

年月日	テロ・事件	概 要	被害者数
2005年 7月7日	ロンドン同時爆破テロ	ロンドン地下鉄の3つの列車で、ほぼ同時に爆発が発生。市内走行中の2階建てバス1台も爆破。	死者50名以上 負傷者700名以上
2005年 7月21日	ロンドン同時爆破テロ	7月7日とは別のロンドン地下鉄3駅と2階建てバスでほぼ同時に爆発・爆発未遂。	負傷者1名

(出典) 新聞記事より作成

(1) 「主要国における公共交通機関のテロ対策」『レファレンス』652号, 2005.5, pp.78-106.

など交通保安への取組みなどを盛り込んだ「テロ対策に関するG8首脳声明⁽³⁾」が採択された。

2005年12月、EU 司法・内務関係閣僚理事会は、テロへの勧誘防止 (PREVENT)、市民及び国境・交通機関・重要インフラの保護 (PROTECT)、テロリストの追跡等 (PURSUE)、テロ攻撃の被害最小化 (RESPOND) を柱とする新たな対テロ戦略を採択した⁽⁴⁾。

2006年1月、日本で、14カ国の交通セキュリティ担当大臣及び関係国際機関の代表による「国際交通セキュリティ大臣会合」が開催された。この会合では、海事・航空・陸上交通の各分野におけるセキュリティ確保に向けた「大臣声明」と、交通機関へのテロ防止のための実行可能なあらゆる措置の実施や、セキュリティ強化と交通の効率性確保の両立などを内容とする「大臣宣言」が採択された⁽⁵⁾。

II 国境管理に関する主要国の取組

1 米 国

(1) US-VISIT プログラム

入国審査時にスキャナーによる両手人差し指

の指紋登録と顔画像の撮影・登録を行う US-VISIT (Visitor and Immigrant Status Indicator Technology : 渡航者及び移住者現況表示技術) プログラムは、2004年1月から全米115の国際空港と15の主要港に導入され、2005年12月30日からは、すべての陸路国境でも導入されている⁽⁶⁾。2006年1月現在、4,760万人以上が本プログラムによる手続を行い、そのうち1,000人以上の者が入国を拒否されている⁽⁷⁾。なお、2005年7月13日に国土安全保障省 (DHS) が発表した本プログラムの強化を含む制度改革によると、導入時期は明記されていないが、入国時に実施される指紋採取を10指すべてに変更し、2回目以降の入国において両手人差し指の指紋を照合する方針である⁽⁸⁾。

また DHS は、本プログラムの第二段階として、2005年8月4日から2006年初夏までの予定で、出入国管理の効率化に向けた無線 IC タグ (Radio Frequency Identification : RFID) 技術を利用する実験を開始した。この実験では、5カ所の陸路国境⁽⁹⁾において、I-94 出入国カード⁽¹⁰⁾を受け取った入国者に対して、二次審査を実施した上で、無線 IC タグを埋め込んだ

(2) 外務省ホームページ「ロンドンに対するテロ攻撃－G8及びブラジル、中国、インド、メキシコ並びに南アメリカの首脳並びに参加した国際機関の長による声明 (仮訳)」(2005.7.7)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/gleneagles05/g8_k_sei_k.html>

(3) 外務省ホームページ「G8テロ対策首脳声明 (仮訳)」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/gleneagles05/s_09.html>

(4) COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION, PRESS RELEASE, 2696th Council Meeting, Justice and Home Affairs, Brussels, 1-2 December 2005.

<http://ue.eu.int/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/jha/87292.pdf> ; 「EU、新たなテロ戦略」『日本経済新聞』2005.12.2, 夕刊.

(5) 国土交通省総合政策局国際交通政策室、同国際業務室「国際交通セキュリティ大臣会合の結果概要」(2006.1.13) <http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010113_3_.html> ; 「交通機関テロ阻止へ連携宣言 各国大臣ら」『読売新聞』2006.1.14.

(6) DHS Press Releases "DHS Completes Foundation of Biometric Entry System" (December 30, 2005)

<<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=5314>>

(7) U.S. Senate Committee on Appropriations Website "TESTIMONY OF JIM WILLIAMS DIRECTOR US-VISIT PROGRAM DEPARTMENT OF HOMELAND SECURITY BEFORE THE SENATE APPROPRIATIONS SUBCOMMITTEE ON HOMELAND SECURITY" (January 25, 2006)

<<http://appropriations.senate.gov/hearings/JWTTestimonyFINAL.pdf>>

I-94 出入国カードが発行される。当該出入国カードの所持者が出入国する際は、立ち止まって手続をすることなく、無線 IC タグを通じて自動的に情報の読み取りが行われることとなる⁽¹¹⁾。

(2) パスポートの IC 化

「2002年国境警備強化・ビザ入国改革法」(Enhanced Border Security and Visa Entry Reform Act of 2002)では、ICチップに生体情報(顔画像。なお、各国の任意で指紋と虹彩の利用も認める。)を記録した⁽¹²⁾機械読取式パスポート(e-パスポート)を発行するビザ免除プログラム参加国⁽¹³⁾に対してのみ、ビザ免除措置を継続することとしている。この措置は、当初2004年10月26日から適用開始予定であったが、2度にわたり延期され、2006年10月26日から適用されることとなった。なお、ビザ免除プログ

ラム参加国において2006年10月25日までに発行された機械読取式パスポートは、生体情報が未搭載であっても、顔写真がデジタル印刷であればビザ免除措置が継続される⁽¹⁴⁾。

また、米国・オーストラリア・ニュージーランド・シンガポールの各国は、2006年1月15日から4月15日までの3カ月間、e-パスポートの動作確認・評価のための共同実証実験を実施した。この実証実験では、① e-パスポートを所持するオーストラリア・ニュージーランド市民、② 実証実験用 e-パスポートを所持するシンガポール航空の乗務員等、③ 米国の外交当局者、を対象として、サンフランシスコ国際空港、シンガポール・チャンギ空港、オーストラリア・シドニー空港への到着時に当該パスポートの情報読み取り・認証を行った⁽¹⁵⁾。

なお、国務省は、今夏にも一般国民向けの e-

(8) DHS Press Releases "Homeland Security Secretary Michael Chertoff Announces Six-Point Agenda for Department of Homeland Security" (July 13, 2005)

<<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=4598>> ; 「米、全指の指紋採取へ 外国人の初入国時に義務付け方針」『日本経済新聞』2005.7.14, 夕刊。

(9) パシフィックハイウェイ、ピースアーチ(以上、ワシントン州)、アレクサンドリア・ベイ(ニューヨーク州)、ノガレス・イースト、ノガレス・ウエスト(以上、アリゾナ州)。

(10) 米国へのすべての旅行者に対し、入国申請時に提出することが義務付けられている出入国管理カード。

(11) DHS Press Releases "US-VISIT Begins Testing Radio Frequency Identification Technology to Improve Border Security and Travel" (August 8, 2005) <<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=4719>> ; DHS US-VISIT Fact Sheet "RFID Technology" (December 2005)

<http://www.dhs.gov/interweb/assetlibrary/USVISIT_RFIDFactSheet.pdf>

(12) 国際民間航空機関(ICA0)標準に準拠している。

(13) ビザ免除プログラム(Visa Waiver Program : VWP)参加国からの短期滞在旅行者に、90日以内のビザなし滞在が認められる。参加国は次のとおり。 : オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国(以上 EU)、日本、アンドラ、オーストラリア、ブルネイ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ニュージーランド、ノルウェー、サンマリノ、シンガポール、スイス

(14) なお、日本国内で発行されたパスポートはすべて機械読取式であり、また、我が国の機械読取式パスポートの顔写真は全てデジタル印刷となっている。 ; DHS Press Releases "DHS to Require Digital Photos in Passports for Visa Waiver Travelers" (June 15, 2005) <<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=4542>>

; 外務省ホームページ「Q & A 機械読み取り式旅券・IC 旅券とアメリカ入国ビザの関係」

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/qa.html>>

(15) DHS Press Releases "E-Passport Testing to Begin at San Francisco International Airport" (January 13, 2006) <<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=5342>>

パスポートの発行を開始する予定である⁽¹⁶⁾。

2 英国

(1) e-Border (国境管理の電子化政策)におけるプロジェクト⁽¹⁷⁾

(i) Project Semaphore (事前旅客情報収集)

英国に離発着する10ルートの航空便について、航空会社から事前に旅客情報 (advance passenger information (API)) や旅客者名簿 (passenger name records (PNR)) を入手し、搭乗前に警察等関係省庁の要注意人物リストと照合するものであり、2004年12月から試験導入されている。

(ii) Project IRIS (Iris Recognition Immigration System : 虹彩認証入国管理システム)

永住者やビジネス客等のうち希望者を対象として、両眼の虹彩を撮影・登録することで、次回以降の入国手続を簡易化するものである。虹彩登録の所要時間は5～10分程度とされる。現在、ヒースロー空港第1・第2・第4ターミナル及びマンチェスター空港第1ターミナルで試験導入されており、2006年中には、ヒースロー空港第3ターミナル、ガトウィック空港北・南ターミナル、スタンステッド空港、マンチェスター空港第2ターミナル及びバーミンガム空港

第1ターミナルにも展開する予定である⁽¹⁸⁾。

(2) 生体情報を搭載したIDカードの発行⁽¹⁹⁾

2006年3月30日、16歳以上のすべての英国市民を対象として、氏名、住所のほか、生体情報 (虹彩、顔画像、指紋) の国のデータベースへの登録 (National Identity Register) や、IDカードの発行について定める「本人確認カード法案」 (Identity Cards Bill) が成立した⁽²⁰⁾。IDカードは2008～2009年頃から発行される予定であり、まずはパスポート取得者・更新者に対して情報登録及びIDカード発行を行う⁽²¹⁾ が、将来的には、すべての英国市民にIDカードを発行することとしている⁽²²⁾。

また、パスポート及びIDカードの発行を担当する組織として、本人確認及びパスポートサービス (Identity and Passport Service) が新設され、2006年4月1日から業務を開始した。

3 ドイツ

2005年11月から生体情報を搭載したパスポートの発行が開始された。当面は顔画像のみが記録されるが、2007年3月からは、両手人差し指の指紋も登録される予定である⁽²³⁾。

(16) DHS Press Releases "DHS Completes International "e-Passport" Live Test" (April 18, 2006)

<<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=5541>>

(17) Home Office Website "Press Office Frequently Asked Questions - Controlling Our Borders"

<<http://press.homeoffice.gov.uk/faqs/controlling-our-borders>> ; Home Office Immigration & Nationality Directorate Website "e-Borders - Creating an integrated, secure border for 21st century"

<http://www.ind.homeoffice.gov.uk/ind/en/home/applying/iris/faq_s.Maincontent.0004.file.tmp/e_borders%20LR.pdf>

(18) Home Office Immigration & Nationality Directorate Website "Applying to Join IRIS"

<http://www.ind.homeoffice.gov.uk/ind/en/home/applying/iris/time_line.html> ; 「カメラ見るだけでスイスイ 英ヒースロー空港 瞳の虹彩入国審査」『東京新聞』2006.3.11, 夕刊。

(19) Home Office Identity and Passport Service Website <<http://www.identitycards.gov.uk/index.asp>> を参照。

(20) Home Office Press Releases "Identity Cards Bill Receives Royal Assent" (March 30, 2006)

<<http://press.homeoffice.gov.uk/press-releases/id-cards-royal-assent>> ; 「パスポート取得 英「生体認証」義務付け IDカード導入 テロ対策 2010年から」『読売新聞』2006.3.31。

(21) 2010年1月1日までは、パスポート取得・更新に当たり、IDカードを受け取らない選択もできる。

(22) なお、IDカードの携帯は義務付けられていない。

また、ルフトハンザ航空は、乗客の指紋情報を組み込んだ搭乗券を2006年にも採用する意向を明らかにした。チェックイン時に搭乗カウンターなどで指紋を登録し、機内に乗り込む際の本人確認に利用する⁽²⁴⁾。

4 日本

(1) パスポートのIC化

平成17(2005)年6月3日、ICチップに生体情報(顔画像)を記録したパスポートの発給を定める「旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(平成17年6月10日法律第55号)が成立した。このパスポートは、平成18年3月20日以降の旅券申請者に発給される⁽²⁵⁾。

(2) 入国審査の厳格化

政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部が平成16年12月10日に決定した「テロの未然防止に関する行動計画⁽²⁶⁾」において、指紋を活用した入国審査の強化が挙げられている。平成18年3月7日に国会に提出され、5月17日に成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を

改正する法律」(平成18年5月24日法律第43号)は、入国審査の際に外国人(① 在日韓国・朝鮮人などの特別永住者、② 16歳未満の者、③ 外国政府や国際機関の公用・外交活動にあたる者、④ 国の招待者を除く。)の指紋情報と顔画像(個人識別情報)を取得することを定めている⁽²⁷⁾。取得した個人識別情報はコンピュータ処理し、関係省庁の要注目人物に係るデータベースと照合する。個人識別情報の提供を拒否した場合は、退去を命じられる。なお、これらの生体情報の取得について、日本弁護士連合会は、慎重な検討が必要であるとして、生体情報の提供義務化に反対する意見書を公表している⁽²⁸⁾。

III 鉄道

1 ロンドン同時爆破テロを踏まえた主要国の対応⁽²⁹⁾

2005年7月7日の同時爆破テロ発生を受け、ロンドンの交通警察は、地下鉄での爆弾探知犬によるパトロールを開始した。駅構内の不審な荷物のチェックのほか、車内にも乗り込み、市内12路線をパトロールしている⁽³⁰⁾。

⁽²³⁾ IDABC Website, e-Government News "Germany to phase-in biometric passports from November 2005" (June 2, 2005) <<http://europa.eu.int/idabc/en/document/4338/194>>

⁽²⁴⁾ 「独航空大手、搭乗券に指紋情報」『日本経済新聞』2005.7.8.

⁽²⁵⁾ 外務省ホームページ「IC旅券の発行を開始しました」(2006.3)

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic.html>>; 「顔画像記録のIC旅券 政府が発給へ」『毎日新聞』2005.12.23.

⁽²⁶⁾ 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部「テロの未然防止に関する行動計画」2004.12.10.

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sosikihanzai/kettei/041210kettei.pdf>>

⁽²⁷⁾ 「入国審査で指紋採取 テロリスト拒否 事前に乗客名簿 入管難民法 法務省が改正案」『日本経済新聞』2006.1.11.; 「入管法改正案、今国会に 入国審査 指紋など提供義務づけ」『毎日新聞』2006.2.16.

⁽²⁸⁾ 日本弁護士連合会「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書」2005.12.15.

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2005_69.pdf>; 同「入管法「改正」法案の徹底した審議を求める会長声明」2006.5.15. <<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/060515.html>>

⁽²⁹⁾ 「各国の動き テロ警戒を強化/閣僚ら緊急会議/不審者取り締まり」『産経新聞』2005.7.8.; 「欧州各国、警戒厳しく 仏、全土に兵士1100人配置」『日本経済新聞』2005.7.9.; 「東京メトロ、警戒強化 国交省 交通機関に対策指示」『朝日新聞』2005.7.8.; 小役丸幸子「英国における鉄道テロ防止のための取り組み」『運輸と経済』66巻3号, 2006.3, pp.75-76. ほかを参照。

⁽³⁰⁾ 「英地下鉄に爆弾探知犬」『東京新聞』2005.7.20, 夕刊.

米国では、DHS が交通網のテロ対策強化を指示し、アムトラック（全米鉄道旅客輸送公社）網や地下鉄など公共交通機関に対する警戒レベルを上から2番目のオレンジ（危険が高い）に引き上げた⁽³¹⁾。また、7月21日の同時爆破テロ発生を受け、翌22日よりニューヨーク市と同市警が、ニューヨークの地下鉄全線で改札所前や駅構内における無作為の荷物検査を開始した。検査を拒否した場合は、乗車を認めない場合もある⁽³²⁾。

フランスでは、欧州内の人の移動を自由化する「シェンゲン協定」（1985年）に基づき、協定加盟国との間で廃止していた国境審査を再開したほか⁽³³⁾、ドイツ、ロシアでも、出入国管理及び公共交通機関への警戒強化が行われた。

オーストリアでは、ロンドンへの航空機にスカイ・マーシャル（航空保安官）を搭乗させることを決定した。

我が国では、国土交通省が鉄道事業者、バス事業者及び航空事業者に対し、注意喚起及びテロ対策徹底について緊急に指示したほか、7月8日に開催された関係省庁の局長級による対策会議でも、公共交通機関の警備と出入国管理の強化を確認した。東京地下鉄は、4月に再設置

した駅構内のごみ箱を再び撤去するとともに、警備員の巡回による警戒を強化した。東京都交通局やJRにおいても、駅構内や車内点検の徹底を指示した。7月21日のテロ発生後は、警察庁が全国の警察本部に鉄道駅等重要施設の警戒警備の徹底をあらためて指示したほか、東京地下鉄も全駅に対し警備強化を再度指示した⁽³⁴⁾。JR東日本は、駅構内などに設置している監視カメラを首都圏主要300駅に約1,000台増設する方針を明らかにした⁽³⁵⁾。国土交通省は、鉄道へのテロ対策のあり方について意見交換等を行うため、同省鉄道局のほかJR・私鉄・公営地下鉄など主要鉄軌道事業者で構成する「鉄道テロ対策連絡会議」を設置し⁽³⁶⁾、「見せる警備・利用者の参加」を軸とした新たな鉄道テロ対策を取りまとめた⁽³⁷⁾。

2 主要国の取組

(1) 米 国

2005年8月、ニューヨーク州都市交通局（Metropolitan Transportation Authority：MTA）は、2億1,200万ドルを支出して、域内の交通ネットワークの保安強化を図ることを発表した。MTAは、監視カメラ1,000台やセンサー3,000

(31) なお、DHSは8月12日に公共交通機関の警戒レベルをイエロー（危険が高まっている）へと1段階引き下げた。

DHS Press Releases "Statement by Homeland Security Secretary Michael Chertoff on Lowering the National Threat Level for the Mass Transit Sector" (August 12, 2005)

<<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=4726>>

(32) 「NY地下鉄は抜き打ち検査へ」『東京新聞』2005.7.22, 夕刊。; 「NY地下鉄 荷物検査」『読売新聞』2005.7.23.

(33) 「仏国境“素通り不可”テロ対策 入国審査復活」『読売新聞』2005.7.17.

(34) 「空港・鉄道警戒 警察庁が指示 東京メトロも警備強化」『日本経済新聞』2005.7.22.

(35) 「JR東が防犯カメラ緊急増設」『毎日新聞』2005.7.29。; 「防犯カメラ1000台 英テロ受け増設 JR東日本」『東京新聞』2005.7.29.

(36) 国土交通省鉄道局危機管理室「鉄道テロ対策連絡会議の設置について」2005.7.22.

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/08/080722_2_.html>; 「鉄道テロ対策連絡会議設置 国交省」『日本経済新聞』2005.7.22, 夕刊.

(37) 国土交通省鉄道局総務課危機管理室「「見せる警備・利用者の参加」を軸とした新たな鉄道テロ対策の実施について（第1次施策）」2005.10.31. <http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/08/081031_.html>; 同「第3回鉄道テロ対策連絡会議の結果について」別紙2「見せる警備・利用者の参加」を軸とした新たな鉄道テロ対策の実施について（第2次施策）」2005.12.6. <http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/08/081206_2/02.pdf>

台の設置を始めとする最先端の保安システム (Integrated Electronic Security System/Command, Communication and Control: IESS/C3) の開発を進めている⁽³⁸⁾。

2005年9月28日、TSA (運輸保安局) は、空港のみに適用されていた爆発物探知のための警察犬プログラムを公共交通機関と通勤鉄道システムにも拡大することを発表した⁽³⁹⁾。TSA はこのプログラムに基づき、警察犬及びハンドラー (調教師) の訓練のほか、給与等の金銭面の補助を一部行っている。

報道によると、TSA は、航空機に警乗させている航空保安官 (air marshal) に相当する武装警備員を陸上及び海上の交通機関にも配備することを目的として、2005年12月13日から18日までの間テストプログラムを実施した模様である。その対象は、アムトラックのノースイースト・ルートやロサンゼルス of 鉄道、ワシントン州のフェリーなどで、それぞれ3日間にわたり、武装警備員・爆発物探知犬チーム・地元の警察

官等によって構成されたチームが警戒に当たった⁽⁴⁰⁾。

また、DHS は、2006年2月7日から、試験的取組として、ニューヨーク・マンハッタン島とニュージャージー州を結ぶ鉄道で、金属探知機による手荷物検査を開始した⁽⁴¹⁾。

(2) 英国

ロンドン地下鉄では、現在6,000台の監視カメラ (CCTV カメラ) が稼働しているが、今後7年間で12,000台に倍増する計画である。監視カメラは、駅舎のみならず、車両への装備も進められている⁽⁴²⁾。

2005年11月、英国運輸省は、鉄道とロンドン地下鉄を対象として、金属探知機による旅客検査やX線装置による手荷物検査を導入することを発表した。2006年に、ヒースロー・エクスプレスのパディントン駅を対象とした4週間の試行 (トライアル) を実施する予定である⁽⁴³⁾。

⁽³⁸⁾ MTA Press Release "MTA Announces A State of the Art Integrated Electronic Security System for NY Transportation Network" (August 23, 2005)

<<http://www.mta.info/mta/news/releases05/050823.htm>> ; 「鉄道テロ対策 NY州2億ドル ロッキードとシステム」『日本経済新聞』2005.8.25, 夕刊.

⁽³⁹⁾ 適用されるのは以下の10機関。Massachusetts Bay Transportation Authority (MBTA), San Francisco Bay Area Rapid Transit District (BART), Southeastern Pennsylvania Transportation Authority (SEPTA), Washington Metropolitan Area Transit Authority (WMATA), Port Authority Trans-Hudson Corporation (PATH), Chicago Transit Authority (CTA), Los Angeles County Metropolitan Transportation Authority (Metro), Maryland Transit Administration (MTA), San Francisco Municipal Railway (Muni), San Diego Trolley, Inc. (SDTI) ; TSA Press Releases "TSA Expanding National Explosives Detection Canine Teams to Mass Transit and Commuter Rail Systems" (September 28, 2005)

<<http://www.tsa.gov/public/display?theme=44&content=0900051980171b07>>

⁽⁴⁰⁾ "Marshals To Patrol Land, Sea Transport - TSA Test Includes Surveillance Teams On Metro System" [washingtonpost.com](http://www.washingtonpost.com). (December 14, 2005)

<<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2005/12/13/AR2005121301709.html>>

⁽⁴¹⁾ 「鉄道でも手荷物検査 米 テロ対策で試験導入」『東京新聞』2006.2.8, 夕刊.

⁽⁴²⁾ 橋本隆男「ロンドンでのテロ対策」『JREA』49巻2号, 2006.2, pp.31459-31461.

⁽⁴³⁾ Department for Transport Website, News Release "NEW SECURITY EQUIPMENT TO BE TESTED ON RAIL AND UNDERGROUND NETWORK" (November 2, 2005)

<http://www.dft.gov.uk/pns/displaypn.cgi?pn_id=2005_0110> ; "Railways test anti-terror systems." BBC NEWS (November 14, 2005) <<http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk/4434302.stm>>

(3) 日本

鉄道を標的としたテロへの対策として、鉄道駅の改札口に設置した複数の監視カメラで乗客の「顔」を撮影し、立体画像データ処理により、その特徴を事前に登録されている危険人物の画像データベースと照合して識別する「顔認証システム」の導入が検討されている。現在、財団法人運輸政策研究機構が主催する「顔認証システムを用いた新規カメラ研究会」(メンバー：国土交通省鉄道局、東京地下鉄、NTTコミュニケーションズほか)で検討が行われており、平成18(2006)年5月1日から19日までの間(平日の午後2時から1時間)、東京地下鉄霞ヶ関駅で関係者による実証実験が行われた⁽⁴⁴⁾。

なお、プライバシー確保の観点から、この実証実験の中止を求める意見もある⁽⁴⁵⁾。

IV 船舶・港湾

1 国際機関の取組

2005年10月14日、ロンドンで開催された国際

海事機関(IMO)の外交会議において、「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」(Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Maritime Navigation: SUA条約)及び「大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書」(プラットフォーム議定書)の改正議定書が採択された。

本改正議定書は、対象犯罪を①船舶に対するテロ犯罪、②船舶を用いたテロ犯罪、③大量破壊兵器及びその関連物資の輸送に拡大するとともに、公海上での停船・乗船・捜索に係る制度の創設⁽⁴⁶⁾を定めるものである。なお、改正「SUA条約」は12カ国が批准してから90日後に、改正「プラットフォーム議定書」は3カ国の批准かつ改正「SUA条約」の発効後に発効することとなっている⁽⁴⁷⁾。

外務省は、本改正議定書の採択について「国際社会が一致団結して国際テロ対策や不拡散に取り組むとの姿勢を示す上でも有意義なものであると評価」し、「その締結に向けて必要な検

(44) 国土交通省鉄道局ホームページ「鉄道テロ対策に係る新技術の開発・導入」

<http://www.mlit.go.jp/tetudo/kiki/pdf/2_3_2jissyoujikken.pdf>;「改札口でパシャ 危険人物 瞬時に識別 誤認やプライバシーの問題も」『毎日新聞』2005.10.30.;「鉄道テロ対策「顔認証」注目 “要注意人物”人込みでも1秒でピタリ」『読売新聞』2006.1.13.;「混雑時は?マスクしてたら?「顔認証」の実験 霞ヶ関駅で開始」『朝日新聞』2006.5.1, 夕刊.;「テロ対策の顔認証システム 霞ヶ関駅で実験始まる」『産経新聞』2006.5.2.;「顔認証システムでテロ防止へー鉄道駅で初の実証実験」『交通新聞』2006.5.9.

(45) 「監視社会を拒否する会」ホームページ <http://www009.upp.so-net.ne.jp/kansi-no/condition/documents/051115kaoninsyo_jikken_tyusiyosei.htm>;「(あなた見られてます)「顔認証」地下鉄で実験 テロ対策で監視カメラ 国交省など霞ヶ関で 市民団体「重大な人権侵害」」『北海道新聞』2006.1.31.;「(社説)「顔認証」実験 乗客のプライバシーは」『北海道新聞』2006.2.8.

(46) 公海上の船舶について、テロ犯罪行為関与を疑うに足りる合理的な理由がある場合には、旗国の承諾の下、第三国が当該船舶への停船・乗船・捜索(臨検)を行うことができる。

(47) IMO Website "Convention for the Suppression of Unlawful Acts Against the Safety of Maritime Navigation, 1988" <http://www.imo.org/Conventions/mainframe.asp?topic_id=259&doc_id=686#4>; 同 "IMO Press Briefings - Revised treaties to address unlawful acts at sea adopted at international conference" <http://www.imo.org/Newsroom/mainframe.asp?topic_id=1018&doc_id=5334>; 「船舶を利用したテロ行為抑止に向け改正 SUA 条約を採択—SUA 条約およびプラットフォーム議定書の改正に関する外交会議について」『せんきょう』544号, 2005.11, pp.2-3.; 「公海上の船舶 テロリスト情報で臨検 日米など80カ国 国際条約の改正合意」『日本経済新聞』2005.10.8, 夕刊.; 「大量破壊兵器の拡散防止 海上捜索に強制力 国際条約の改正、正式決定」『朝日新聞』2005.10.15, 夕刊.

討を進めていく」としている⁽⁴⁸⁾。

2 主要国の取組

(1) 米 国

(i) 米国沿岸警備隊 (U.S. Coast Guard : US CG)

2005年9月、USCG、TSA (運輸保安局) 及びゴールデンゲートフェリーは、ラクスポーとサンフランシスコのフェリーターミナルにおいて、最新の爆発物探知技術について30日間の実証実験を行った⁽⁴⁹⁾。乗船前の乗客に、爆発物関連物質を付着させることができるカードを手渡し、TSA の係官がカードを回収する。係官は、回収したカードに爆発物関連物質が付着していないかを検査し、爆発物関連物質が検知された場合、当該乗客は二次審査に進むことになる。なお、検査に使用したカードは、当該乗客の立会いの下で破棄された。

(ii) 税関・国境防護局 (U.S. Customs and Border Protection : CBP)

CSI (Container Security Initiative : 海上コンテナ安全対策) は、二国間協定に基づき、米国向けコンテナ貨物を船積みする外国の主要港にCBP 職員を派遣し、外国税関と協力してハイリスクコンテナの特定等を行うものである。

2006年3月現在のCSI 運用港湾は、26カ国・地域44港である (表2を参照)⁽⁵⁰⁾。

(iii) 港湾保安補助金プログラム (Port Security Grant Program : PSGP)

DHS は、重要港湾施設の保安強化のため、「港湾保安補助金プログラム」に基づき2001会計年度から補助金を交付している。2005会計年

表2 CSI の運用港湾 (2006年3月現在)

国・地域	対象港湾 (運用開始日)
カナダ	ハリファクス、モントリオール、バンクーバー (2002.3)
オランダ	ロッテルダム (2002.9.2)
フランス	ルアーブル (2002.12.2)、マルセイユ (2005.1.7)
ドイツ	ブレーマーハーフェン (2003.2.2)、ハンブルク (2003.2.9)
ベルギー	アントワープ (2003.2.23)、ゼーブルージュ (2004.10.29)
シンガポール	シンガポール (2003.3.10)
日 本	横浜 (2003.3.24)、東京 (2004.5.21)、名古屋、神戸 (2004.8.6)
香 港	香港 (2003.5.5)
スウェーデン	イエーテボリ (2003.5.23)
英 国	フェリクストゥ (2003.5.24)、リバプール、テムズポート、ティルブリー、サザンプトン (2004.11.1)
イタリア	ジェノバ (2003.6.16)、ラスベチア (2003.6.23)、ナポリ (2004.9.30)、ジョイアタウロ (2004.10.31)、リヴォルノ (2004.12.30)
韓 国	釜山 (2003.8.4)
南アフリカ	ダーバン (2003.12.1)
マレーシア	ポート・クラン (2004.3.8)、タンジュンペラバス (2004.8.16)
ギリシャ	ピレウス (2004.7.27)
スペイン	アルヘシラス (2004.7.30)
タ イ	ラムチャバン (2004.8.13)
アラブ首長国連邦	ドバイ (2005.3.26)
中 国	上海 (2005.4.28)、深圳 (2005.6.24)
台 湾	高雄 (2005.7.25)
ブラジル	サントス (2005.9.22)
スリランカ	コロンボ (2005.9.29)
アルゼンチン	ブエノスアイレス (2005.11.17)
ポルトガル	リスボン (2005.12.14)
オマーン	サララ (2006.3.8)
ホンジュラス	プエルト・コルテス (2006.3.25)

(出典) CBP Website "CSI Fact Sheet." (March 29, 2006) < http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/border_security/international_activities/csi/csi_fact_sheet.ctt/csi_fact_sheet.doc >

(48) 外務省ホームページ「外務報道官談話「海洋航行不法行為防止条約」および「プラットフォーム議定書」の改正議定書の採択について」(2005.10.14) < http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/17/dga_1014.html >

(49) この実証実験は、Secure Automated Inspection Lanes (SAIL) プロジェクトの一環として行われた。; TSA Press Releases "Advanced Explosives Detection Technology to be tested" (August 29, 2005) < <http://www.tsa.gov/public/display?theme=44&content=0900051980161a71> >

(50) CBP Website "CSI Fact Sheet" (March 29, 2006) < http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/border_security/international_activities/csi/csi_fact_sheet.ctt/csi_fact_sheet.doc >

度では、約1億4,200万ドルが交付される予定である⁽⁵¹⁾。

(2) 日 本

(i) SOLAS 条約・ISPS コードへの対応

「海上人命安全条約」(SOLAS 条約)及び「国際船舶・港湾保安コード」(ISPS コード)に対応した国内法である「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(以下、「国際船舶・港湾保安法」という。)は、国際航海船舶の所有者及び国際港湾施設の管理者等に対して、保安規程の作成等を義務付けるほか、国際航海船舶の入港に当たり、船舶保安情報の通報を義務付け、必要に応じ当該船舶への立入検査の実施や入港禁止等の措置を講ずることができるようにするものである。

海上保安庁がまとめた「国際船舶・港湾保安法」に基づく入港規制の実施状況は、表3のとおりである。

国土交通省港湾局は、港湾施設の保安強化と物流効率化を両立させるため、平成16(2004)年8月から「港湾施設の出入管理の高度化に関する検討会」を開催している。この検討会では、①トラック運転手など港湾施設に定期的に入出入りする者に対するID番号の付与及び非接触型ICカード(共通カード)の配付、②共通カードと情報通信機器を活用した自動化ゲートシス

テムの構築等、が検討されており、平成18年3月には、神戸港及び東京港において実証実験が行われた⁽⁵²⁾。

(ii) 物流のセキュリティ強化

コンテナ貨物をトレーラーに搭載したまま検査することができる大型X線検査装置は、平成17年3月現在、13港に配備されている(表4を参照)。

平成18年2月7日に国会に提出され、3月29日に成立した「関税定率法等の一部を改正する法律」(平成18年3月31日法律第17号)には、外国貿易船等の積荷や旅客氏名等に関する事項の入港前報告を義務付けることとする関税法の一部改正も盛り込まれている。

平成15年12月に閣議決定された「平成16年度予算編成の基本方針」において、予算配分の重点化・効率化に当たり、制度改革、規制改革等と予算措置を組み合わせることにより、構造改革と予算の連携を強めることを目的とする「政策群」が位置付けられた。その一つである「安全かつ効率的な国際物流の実現」について、平成17年3月30日、関係省庁調整会議において、平成21年までに実施する施策やその評価指標などを示す「安全かつ効率的な国際物流の実現に向けた施策パッケージ」が策定された⁽⁵³⁾。この施策パッケージには、物流セキュリティ等の強化に向けたガイドラインの取りまとめ等が盛

表3 国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制の実施状況

期 間	船舶保安情報(事前入港通報)の通報受理件数	(うち、立入検査実施件数)	無通報入港等による検挙件数
H16.7~H16.12(速報) ※運用開始から半年間	36,210	2,375	8
(H16.7~H17.6) ※運用開始から1年間	(70,748)	(5,583)	(13)
H17.1~H17.12	70,568	6,113	17

(出典) 海上保安庁「国際船舶・港湾保安法に基づく入港に係る規制の実施状況について(平成16年7月~平成17年6月)」2005.7.11.
<<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h17/k20050711/index.html>>

海上保安庁「国際船舶・港湾保安法に基づく入港に係る規制の実施状況について(平成17年1月~平成17年12月)」2006.1.6.
<<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h18/k20060106/index.html>>

⁽⁵¹⁾ DHS Press Releases "U.S. Department of Homeland Security Announces Over \$141 Million in Grants to Secure America's Ports" (September 13, 2005) <<http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=4804>>

⁽⁵²⁾ 池上正春「保安強化と物流効率化の両立を目指した港湾施設の出入管理」『港湾』83巻3号, 2006.3, pp.18-19.

表 4 大型X線検査装置の配備状況（平成17年3月現在）

導入年月	配 備 港
H13.2	横浜港（本牧）
H14.2	大阪港、神戸港（PI）
H15.2	東京港、名古屋港
H15.3	博多港
H16.3	苫小牧港、新潟港、清水港、北九州港
H17.3	横浜港（大黒）、四日市港、神戸港（六甲）

（出典）小黒一正「国際テロ対策に係る関税局・税関の取組みについて」『ファイナンス』41巻1号，2005.4，p.22.より作成

り込まれており、これを受けて、平成17年12月28日に「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び「官と民及び事業者間での電子化促進に向けたグランドデザインのイメージ」が、また、平成18年3月29日に「物流事業者による保安措置の強化に関するガイドライン」、「情報交換の方法及び責任分担のあり方に関するガイドライン」及び「電子申請の原則化等を実施する場合に必要な措置と課題」が取りまとめられた⁽⁵⁴⁾。

(iii) 船員データの電子化

2003年6月に開催された第91回国際労働機関（ILO）総会において、生体認証技術を導入した船員の身分確認システムの導入などを内容とする「船員の身分証明書条約（改正）」（ILO 第185

号条約）が採択された⁽⁵⁵⁾。

このような国際的動向に対応するため、我が国においても、生体情報を用いた船員データの電子化と、船員データの電子化による船員手帳交付等の船員行政手続の効率化を図る方策を検討しているところである。

国土交通省は、有識者や労使関係者を含めた「船員データ電子化検討委員会」を設置し、船員データの電子化システムの設計を行うとともに、平成18年1月から3月にかけて、約1,000人を対象とするシステムの実証実験を実施した。検討結果は、平成18年4月27日に「船員データ電子化検討委員会最終とりまとめ」として公表されている⁽⁵⁶⁾。

(iv) 港湾危機管理対策官の配置

重要港湾の保安体制の強化及びテロ事案発生時の迅速かつ的確な対応の強化を図るため、平成17年10月1日より、テロ等による港湾機能の損失等が特に甚大であると想定される五大港（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸）に、港湾危機管理対策官（20人（各港4人ずつ））が配置された⁽⁵⁷⁾。

(3) その他

2005年7月7日のロンドン同時爆破テロを受け、世界船腹量の1、2位を占めるパナマ、リ

53) 国土交通省政策統括官付政策調整官付「政策群「安全かつ効率的な国際物流の実現」に関する関係省庁調整会議が安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージを策定しました」2005.3.30.

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/15/150330_.html>;「海コン安全対策 省庁横断の施策パッケージ 物流業者の自主的強化求める 05年度内にガイドライン策定」『日本海事新聞』2005.3.31.

54) 金融庁ほか「「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び「官と民及び事業者間での電子化促進に向けたグランドデザインのイメージ」をとりまとめました」2005.12.28.

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/09/091228_.html>;金融庁ほか「「物流事業者による保安措置の強化に関するガイドライン」、「情報交換の方法及び責任分担のあり方に関するガイドライン」等を取りまとめました」2006.3.29. <http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/15/150329_.html>

55) 「国の発給する船員の身分証明書に関する条約」（ILO 第108号条約）を改正するものであり、2005年2月9日に発効した。; ILO 駐日事務所ホームページ・新聞発表概要「船員の身分証明書に関する新国際労働条約発効」（2005.2.10）<<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/new/2005.htm>>

56) 国土交通省海事局船員労働環境課「船員データ電子化検討委員会最終とりまとめについて」2006.4.27.

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/10/100427_.html>

57) 海上保安庁「「港湾危機管理対策官」及び「原子力発電所警備対策官」の配置について」2005.10.3.

<<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/h17/k20051003-2/index.html>>

ベリアの両便宜置籍 (FOC) 国は、SOLAS 条約及び ISPS コードに基づく船舶保安レベルをレベル 2⁽⁵⁸⁾ に引き上げた。なお、対象船舶は、パナマ籍船が英国向け、リベリア籍船が英国、フランス、スペイン向けに限定されている⁽⁵⁹⁾。

V 航空・空港のテロ対策に関する主要国の取組

1 米 国

(1) スクリーニング・パートナーシップ・プログラム

2001年9月11日に発生した同時多発テロ(以下、「9.11テロ」という。)を契機として制定された「航空・運輸保安法」(Aviation and Transportation Security Act: 2001年11月に成立)により、空港における旅客・手荷物の保安検査の責任主体が、航空事業者から TSA (運輸保安局) に移管された⁽⁶⁰⁾。なお、同法の成立過程において、TSA への移管に対する反対意見や、ビジネス機会を失った民間保安検査会社の一部から訴訟を提起する動きがあったことなどを踏まえ、官民の保安検査遂行能力を見極めるために、民間会社による保安検査の実証実験を3年間実施することとなった。この実証実験は、サンフランシスコ国際空港など5空港で実施されたが、2004年4月に報告・公表された実験結果では、官民で大きな差異は認められなかった⁽⁶¹⁾。同法は、2004年11月19日以降、空港運営者が、保安検査を民間保安検査会社に行わせる旨を TSA

に対して申請できる「スクリーニング・パートナーシップ・プログラム」(Security Screening Opt-out Program) を規定している。2005年7月現在、7空港(サンフランシスコ、カンザシティ、ロチェスター、チューペロ、ジャクソン、スーフォールズ、エルコ)と34の民間会社が、TSA により適格事業者として認められている⁽⁶²⁾。

なお、空港の安全対策調査のため、2005年10月から2006年1月までの間、会計検査院(Government Accountability Office: GAO) が議会の要請を受けて爆発物部品の機内持ち込み実験を実施したところ、全米21の空港すべてで検知することができなかった旨が報道されている⁽⁶³⁾。

(2) セキュア・フライト・プログラム (Secure Flight Program)

TSA は、航空事業者から搭乗予約システムにある旅客情報(氏名、電話番号、座席番号など)の事前提供を受け、当該データとテロリスト監視リストを照合する「セキュア・フライト」プログラムを開発中であるが、GAO は、本プログラムに対し、旅客情報の保護やトラブルがあった場合の救済手段が不十分であるなどの懸念を表明している⁽⁶⁴⁾。

(3) 登録旅行者プログラム (Registered Traveler Program)

事前に生体情報(指紋又は虹彩)等を登録した米国市民の旅客検査を簡素化する「登録旅行者」プログラムの実証実験は、2004年7月から2005

⁽⁵⁸⁾ 保安事件の危険性の増大の結果として、適切な追加の保護的保安措置が、一定期間維持されるレベルをいう。

⁽⁵⁹⁾ 「英テロで保安レベル引き上げ 主要便宜置籍国 パナマ・リベリア、対象国限定」『日本海事新聞』2005.7.12.

⁽⁶⁰⁾ 「航空・運輸保安法」制定前は、航空事業者が民間の保安検査会社に検査を委託する場合が大半であった。しかし、検査の委託に当たり、安価な契約金額を提示した会社を選定する慣例があったことなどから、保安検査会社及び保安検査官の選定・訓練・能力・待遇などの問題が指摘されていた。；(財)運輸政策研究機構国際問題研究所『米国における航空セキュリティの動向 ATSA 法の実施とその問題点』2004, p.9.

⁽⁶¹⁾ 同上, pp.25-27.

⁽⁶²⁾ TSA Press Releases "Sioux Falls Regional Airport is to Join TSA's Screening Partnership Program" (July 27, 2005) <<http://www.tsa.gov/public/display?theme=44&content=0900051980150f8b>>

⁽⁶³⁾ 「爆弾部品持ち込み実験 全空港で成功 米のテロ対策大丈夫?」『東京新聞』2006.3.17, 夕刊.

年9月まで行われた。この実証実験の結果を踏まえ、2006年1月20日に、TSAは、①本プログラムは民間部門において全国展開・運用すること、②収集する生体情報は10指の指紋とすることなどを発表した⁽⁶⁵⁾。TSAは、2006年後半から、10～20の空港において本プログラムの運用を開始し、2007年中に全国の空港に拡大する予定である。⁽⁶⁶⁾

(4) 保安検査手法の変更⁽⁶⁷⁾

2005年12月2日、TSAは、テロ対策の重点を爆発物等の深刻な脅威への対応に移すため、空港における保安検査を変更すると発表した。

旅客・手荷物検査については、金属探知機による検査の後、ごく短時間の追加検査が行われることになるが、追加検査の内容は、靴の爆発物検査やボディチェックなどの中からその都度無作為に選択される。また、機内持ち込み禁止手荷物の規制が緩和され、刃渡り4インチ(約10.1センチ)までの小型のハサミや、全長7インチ(約17.7センチ)までのドライバーやペンチ(工具類)の持ち込みが認められた。この変更は、2005年12月22日から適用されている。

9.11テロの原因究明と連邦政府への提言をまとめるために設置された「米国へのテロ攻撃に関する調査特別委員会」(National Commission on Terrorist Attacks Upon the United States)は、2004年7月に最終報告書を発表して活動を終了したが、その後、委員会の構成員は、最終報告書の勧告内容の実行状況等の精査のため、新たに非営利組織「9.11公共的討議プロジェクト」(The 9/11 Public Discourse Project)を設立した。本プロジェクトは、2005年12月5日に、政府等によるテロ対策の現状について審査・評価した最終報告書を公表したが、空港での旅客・手荷物検査や旅客の事前審査などについては、厳しい評価が付されている⁽⁶⁸⁾。

2 ドイツ

2005年1月に施行された「航空安全法」は、ハイジャック機が更なる人命を奪うために使われ、それを防止する方策が他にない場合には、連邦軍の戦闘機を投入し、国防相の指令による威嚇射撃実行を可能とするものであった⁽⁶⁹⁾。同法については、ケーラー大統領が憲法違反の疑いがある旨を表明するなど、反対論が根強い旨が報じられていたが、2006年2月15日、ドイ

⁽⁶⁴⁾ GAO, "AVIATION SECURITY - Significant Management Challenges May Adversely Affect Implementation of the Transportation Security Administration's Secure Flight Program" *Testimony before the Committee on Commerce, Science, and Transportation, U.S. Senate*. (February 9, 2006) (GAO-06-374T) <<http://www.gao.gov/new.items/d06374t.pdf>>

⁽⁶⁵⁾ TSA Press Releases "TSA Announces Key Elements of Registered Traveler Program" (January 20, 2006) <<http://www.tsa.gov/public/display?theme=44&content=09000519801a0136>>

⁽⁶⁶⁾ TSA Press Releases "TSA Announces Next Steps for Registered Traveler Program" (April 20, 2006) <<http://www.tsa.gov/public/display?theme=44&content=09000519801cdf0d>>

⁽⁶⁷⁾ TSA Press Releases "TSA Unveils Enhanced Security Screening Procedures and Changes to the Prohibited Items List" (December 2, 2005) <<http://www.tsa.gov/public/display?theme=44&content=090005198018c27e>> ; 「米、機内手荷物で規制緩和 工具・ハサミ類OK」『日本経済新聞』2005.12.3.

⁽⁶⁸⁾ 井樋三枝子「(短信：アメリカ) テロ対策と出入国管理関連の立法動向－2001年米国愛国者法から2005年 REAL ID法まで」『外国の立法』227号, 2006.2, p.144. ; The 9/11 Public Discourse Project, *Final Report on 9/11 Commission Recommendations*, December 5, 2005. <http://www.9-11pdp.org/press/2005-12-05_report.pdf>

⁽⁶⁹⁾ 渡邊齊志「ドイツにおけるテロ対策への軍の関与－航空安全法の制定」『外国の立法』223号, 2005.2, pp.38-50.

ツ連邦憲法裁判所は、同法について、「ハイジャック機の乗客を、他の人々の命を救うための単なる物体としてしまい、人間の尊厳・生存権に合致しない」「連邦軍の戦力使用も現憲法では許されない」などとして違憲とする判断を下し、同法は破棄されることとなった⁽⁷⁰⁾。

3 ロシア

ロシアでは2006年3月、テロ犯に乗っ取られた航空機や船舶に対する軍の攻撃・破壊について、当局の無線命令に反応しない場合や従わない時には、人質がいる場合においても、一方的に破壊する権限を認める「テロリズム対策に関する連邦法」が成立した⁽⁷¹⁾。

4 日本

(1) 旅客・手荷物検査の強化

成田空港では、平成18(2006)年6月2日に供用を開始した第一旅客ターミナルビル南ウイングの手荷物検査に、インライン検査システムを導入している。このシステムには、爆発物検知装置(EDS)を組み入れている。また、EDSにより爆発物かどうか判別できない場合に対応するため、1ナノグラム(10億分の1グラム)単

位の爆発物を検出できる「ふき取り式爆発物検査装置」(Explosives Trace Detection System: ETD)も導入されている⁽⁷²⁾。

国土交通省は、平成18年度の「成果重視事業」として、交通機関におけるテロ対策強化のための次世代検査技術の研究開発を盛り込んでおり、爆薬等の個別特定を可能にする手荷物検査技術及びセラミックナイフ等の非金属危険物の形状認識を可能にする旅客検査技術についての研究開発を進めるとしている⁽⁷³⁾。

(2) 航空貨物の保安強化

「特定荷主・特定フォワーダー制度」(Known Shipper/Regulated Agent制度)は、フォワーダー(航空貨物利用運送事業者等)に対し、国際民間航空機関(ICAO)標準に準拠した航空貨物保安計画の策定と当該計画に従った保安措置の実施を求め、国土交通省が当該計画の審査・認定や各フォワーダーのセキュリティ対策の査察を実施するものである。当初は、平成17年6月1日からの運用開始予定であったが、延期され、同年10月1日から試験導入された後、平成18年4月から本格運用が開始された⁽⁷⁴⁾。

国土交通省は、高精度のX線検査装置やETD

⁽⁷⁰⁾ 「乗っ取り機撃墜は違憲 独憲法裁 W杯警備論議に影響」『日本経済新聞』2006.2.16.; 「乗っ取り機撃墜容認 「違憲」独憲法裁 テロ対策巡り議論再燃も」『読売新聞』2006.2.16.

⁽⁷¹⁾ 現行法では「人質がない場合」に限り攻撃が認められている。; 「航空機・船舶 人質いても攻撃 露、テロ新法で可能に」『読売新聞』2006.2.27, 夕刊.; 「ロシア「反テロ法」成立 民主化後退の懸念も」『東京新聞』2006.3.2.; 「資料(A) テロリズム対策に関する連邦法(テロ対策法)(全文)」『ロシア政策動向』518号, 2006.3.31, pp.12-23.

⁽⁷²⁾ なお、2005年10月14日から10月27日までの間、成田空港においてETDの実証実験が行われた。; (財)成田国際空港振興協会ホームページ「ETD(ふき取り式爆発物検査装置)実証実験実施」『ナリタエアポートニュース』154号, 2005.11. <http://www.npf-airport.jp/main/news/news_0511/news/news_data051103.html>; 「爆発物1ナノグラムでも検出 成田空港で装置実証実験」『日本経済新聞』2005.10.18.

⁽⁷³⁾ 国土交通省「関係資料8. 「成果重視事業」・「政策群」の取組み」『平成18年度予算概要』2006.1, p.64.

⁽⁷⁴⁾ JMC(日本機械輸出組合)ホームページ「Known Shipper/Regulated Agent制度の実施」

<http://www.jmcti.org/C-TPAT/vol.1/2005/C-TPAT_CSI_1-97.htm>; 「旅客便搭載航空貨物 フォワーダー/荷主 事前認定制度を導入 特定貨物は爆発物検査免除 国交省」『日本海事新聞』2005.10.5.; 「動き出したゾ日本の新・航空保安プログラム」『SPACE』35巻11号, 2005.11, pp.4-8.; 「ICAO第17附属書の改定に伴う新航空貨物保安対策について~特定荷主・特定フォワーダー制度を中心として~」『物流情報』8巻1号, 2006.1-2, pp.14-16.

の導入を踏まえ、航空貨物の24時間留置を平成18年4月に廃止した⁽⁷⁵⁾。

(3) APIS (事前旅客情報システム)

APIS は、外国を出発した航空機が我が国に到着する前に、当該航空会社が搭乗手続時に取得した乗員・旅客に関する情報(氏名、生年月日、国籍、旅券番号など)の提供を受け、これを警察庁、法務省及び財務省が保有する要注意人物リスト等と自動的に照合するシステムであり、平成17年1月4日から運用が開始されている。

APIS の運用開始後1年で、全国の警察が指名手配した容疑者のうち17人(日本人11人、韓国人4人、ブラジル人2人)が逮捕された。罪種別では、強盗など凶悪犯が2人、詐欺など知能犯が6人、窃盗犯が5人となっている⁽⁷⁶⁾。

APIS は、航空会社等の任意で情報提供が行われているが、平成18年3月7日に国会に提出され、5月17日に成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」において、我が国に乗り入れる航空機・船舶の長に対し、乗員・旅客名簿を事前に提出することが義務付けられた⁽⁷⁷⁾。

(4) 空港関係者等への保安検査実施

平成18年1月10日から国内全空港において、

保安制限区域(クリーンエリア。出発旅客が、保安検査終了から航空機搭乗までの間に通過する可能性のあるターミナルビル内の待合室・通路・売店等の場所)に立ち入る空港関係者や乗務員等に対し、旅客と同様の保安検査を義務付けることとなった⁽⁷⁸⁾。

おわりに

9.11テロでは航空機がテロの手段として使われ、また、2005年7月のロンドン同時爆破テロでは鉄道(地下鉄)とバスが標的とされた。諸外国においても、それぞれのテロを踏まえた対策を講じているが、一方で、船舶・港湾施設へのテロ攻撃に対する脆弱性や危険性が指摘されるなど⁽⁷⁹⁾、常に有効な対策を講ずることが求められている。

テロ行為を抑止するためには、テロリストを生み出す諸事情や背景にある諸問題を解決する必要があるとも言われる。公共交通機関のテロ対策は、いわばハード面でのテロ抑止措置の一部にすぎないが、公共交通機関における旅客の安全と移動の自由を確保するためには、テロ抑止に資する多国間協調等、より一層の国際協体制の構築が望まれる。

(てらにし かすみ 国土交通課)

(75) 「航空貨物検査 効率アップ 24時間留置→ふきとり式 成田など」『読売新聞』2006.1.26.

(76) 「国際的犯罪に水際対策 不審者照合で昨年17人逮捕」『朝日新聞』2006.2.3.; 「事前旅客情報で容疑者17人逮捕 運用1年間」『産経新聞』2006.2.3.

(77) 前掲注(7)

(78) 国土交通省航空局監理部航空保安対策室「空港関係者等検査の実施について」2006.1.6.

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/12/120106_2_.html>; 「パイロットにも保安検査 テロ対策 来月から全空港」『読売新聞』2005.12.24, 夕刊.

(79) 2006年3月に来日した米国 DHS のチャートフ長官が、北側国土交通大臣との会談において、海上コンテナ貨物の検査の強化を求めたことが報道されている。; 「港湾に放射性探知装置を」『産経新聞』2006.3.29.; 「水際テロ対策 “国際標準” に 来日外国人の指紋採取へ 港湾の検査、行動制限は課題」『読売新聞』2006.4.11.; そのほか、海上テロの危険性を指摘するものとして、小林宏長「現代テロリズム考(3) 海運攻撃を意識し始めたテロリスト」『世界週報』87巻15号, 2006.4.18, pp.34-36.